



循推第 1891 号
令和 2 年 3 月 6 日

一般社団法人大分県産業資源循環協会
会長 加藤 晴夫 殿

大分県生活環境部循環社会推進課長



新型コロナウイルス感染症にかかる廃棄物の適正処理等について(通知)

本県の廃棄物行政の推進につきまして、平素から格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

上記のことについて、環境省環境再生・資源循環局長から、別添のとおり新型コロナウイルス感染症にかかる廃棄物の適正処理に関する通知がありましたので、貴協会員への周知にご協力くださるようお願いいたします。

なお、通知の趣旨は下記のとおりです。

記

1 通知の趣旨

現在、国内の複数地域で新型コロナウイルス感染症の感染者が散発的に発生している状況にあることから、令和 2 年 2 月 25 日付けで政府が「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を策定し、流行の早期終息を目指しつつ、流行の規模の抑制に取り組んでいるところである。

廃棄物処理は国民生活を維持するために不可欠なサービスの 1 つであり、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適切に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に事業を継続することが求められている。

については、以下の事項に留意して、廃棄物処理業が安全かつ安定的に行われるよう、万全の注意を払われたい。

(1) 医療関係機関等から排出される感染性廃棄物については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル(平成 30 年 3 月)」(以下「マニュアル」という。)に従って、適切に処理すること。

(※ マニュアルの内容については、令和 2 年 1 月 23 日付け循推第 1679 号「廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について(通知)」を御覧ください。)

(2) 新型コロナウイルス感染症は指定感染症(2 類感染症相当)であり、2 類感染症に準じた取扱いを行うことにより、廃棄物を媒体とした新たな感染を抑制することができると思われる。

このため、正当な理由なく、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物とその他の感染性廃棄物の分別や特別な表示を求めることは慎むこと。

(3) 医療関係機関等以外から排出される感染性廃棄物に該当しない廃棄物については、「廃棄物処理における新型コロナウイルス対策ガイドライン(平成21年3月)」(以下「ガイドライン」という。)の内容に準拠して、適正に処理を行うこと。

(※ ガイドラインの内容については、令和2年1月31日付け循推第1749号「廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について(通知)」を御覧ください。)

(4) 一般家庭から排出される廃棄物のうち、使用済みのマスクや、鼻水等が付いたティッシュなどに付着した新型コロナウイルスが感染の原因になる可能性があるが、市町村が指定するゴミ袋等に入れて密封して排出することにより、廃棄物を媒体とした新たな感染を抑制できると考えられる。

問合せを受けた場合には、上記事項を適切に案内すること。

(5) 新型コロナウイルスが付着したおそれのある廃棄物を処理する場合、作業従事者の感染防止策として「手袋、マスク等の個人防護具の使用」「運搬車両等の定期的な清掃及び消毒の実施」が有効であると考えられるので参考にすること。

(※ 具体的な感染防止策については、令和2年1月31日付け循推第1749号「廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について(通知)」を御覧ください。)

2 添付資料

(1) 廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関する Q&A

(担当)

資源化推進班 安藤

計画・調整班 北村、山下

TEL : 097-506-3125、3128

FAX : 097-506-1748

E-mail: a13410@pref.oita.lg.jp